

園医・嘱託医研修会

～園における投薬(与薬)について～



と き 平成28年9月22日(木・祝) 午後1時

ところ 広島県医師会館 201会議室

広島県医師会常任理事 渡邊 弘司
牛尾 剛士



平成28年9月22日(木・祝)、広島県医師会館(広島市東区二葉の里)にて園医・嘱託医研修会を開催した。

本研修会では園における投薬(与薬)について、保育現場でさまざまな問題が生じていることを踏まえ、福岡市の取り組みについての講演や、与薬について各関係職種の発表とディスカッションを行い、園医・嘱託医、保育士など保育園・幼稚園保健関係者87名に対して情報共有と知識啓発を図った。

以下、概要を報告する。

講演

園における投薬(与薬)に関する 福岡市の取り組み



下村 国寿
福岡市医師会
幼稚園保育園
保健部会 部長

園の現場では、以前より「他児の薬を誤って服用させた」「薬の管理が難しい」など、与薬に関してさまざまな問題が生じており、一方で、「子どもが病気の時、家庭看護のために職場を休める権利の保障が十分ではない」「保育園で、与薬を行

う資格のある保健職(保健師・看護師)を配置できているところが少ない」など、与薬問題を解決する社会的対応が不足していた。

日本保育保健協議会が問題解決に向けて考察した結果、医師に単に昼の薬の処方šanuなくすように依頼しても効果は上がらず、医師が与薬に際し、直接「投薬指示書」などの文書を交付するシステムでなければ効果は出ないことが考えられた。

しかし、投薬指示書については、書類効果への疑問点や医師の責任範囲拡大の懸念など会員からの反対意見があり、福岡市医師会では、保育園での与薬を指示するものではなく、保護者

に対して『薬を昼に服用するように処方した』旨を示して園での投薬依頼は最終的に保護者の判断に委ねる投薬情報書を作成し、福岡市における保育園・幼稚園の与薬システムとして、原則として園では与薬せず、やむをえない場合、主治医の投薬情報書の提出と、園は保護者との緊密な連携の下、連絡票を使用し事故などが発生しないように十分な配慮を行った上で、保護者と園との信頼関係において園での与薬を考慮する形のシステムづくりを行い、すべての関係団体の承認を得た上で平成15年4月よりシステムの運用を開始した。システム運用開始後、疾患別与薬件数は劇的に減少した。また、病欠日数も減少しており、子どもの健康への悪影響は認められなかった。

与薬の問題は園だけでなく、介護の現場でも問題となっていたが、平成17年に厚生労働省から通知が発出され、軽微な切り傷、擦り傷、やけどなどの処置や、事前の本人または家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋などにより患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師または歯科医師の処方および薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助することは医行為でないと考えられるようになった。そして、同年に厚生労働省医政局医事課から発出された解釈では、医行為を実施する「高齢者介護や障害者介護の現場等」には保育所・保育園も含まれることとされた。

これにより、今までは違法行為と考えられていた保育所(園)での与薬や軟膏塗布などの行為が違法行為ではなくなったので、保護者からの要請があれば法的には拒否できなくなった。しかし、保育所(園)における与薬の状況が変わったわけではなく、事故などを少なくするためにも、福岡市医師会乳幼児委員会、保育園・幼稚園保健委員会では、今まで通り、できるだけ保育所(園)における与薬を少なくする方針を取ることにしている。



シンポジウム

様々な職種からみた園における投薬(与薬)

座長：広島県医師会 園医・嘱託医委員会

委員長

永田 忠

園における投薬(与薬)の実際について、保育現場、薬剤師、医師それぞれの立場から発表が行われた後、講師の下村先生とフロアの参加者を交えてディスカッションを行った。

みどり保育園園長の松岡万里子氏は、みどり保育園において、平成12年より保護者が提出する与薬依頼書に基づき与薬対応をしていることを紹介した。また、安全確保のため、随時の書式見直しや与薬の条件・手順の保護者周知を行っているものの、年々預かる薬の増加や与薬業務の煩雑化が発生していることが問題となっているほか、薬の名前と病気が結びつかないこと、服用忘れや間違いの発生、子どもが薬を嫌がり吐いてしまうため飲ませられなかったというトラブル、保護者が仕事を休めないため子どもを一旦登園させるものの再度体調が悪くなり、すぐに保護者に連絡を入れるケースがあることなど、現場の課題を報告した。課題解決に向けては、さらなる保育園職員の意識向上や保護者への情報発信、症状に応じた与薬回数等の緩和などの方策を挙げ、与薬については、関係団体による検討会などを組織し、そこで統一された一定の基準で、十分な連携をもって対応するべきであると結んだ。

広島県薬剤師会会員の田山剛崇氏は、広島市および呉市の保育園・幼稚園に勤務する教職員を対象に実施したアンケート調査の結果を報告した。調査結果によると、調査直前の3日間で与薬が行われていたのは保育園で43.3%、幼稚園で50.7%であった。与薬にあたり、保護者から教職員に伝えられた医薬品情報は、薬を飲ませるための基本情報である用法・用量は伝わっていたものの、安全に服用するために必要な情報(医薬品名、保管方法、服用時の注意事項、副作用の症状)は、伝わっていなかったことが分かった。医療機関から発行される「お薬説明書」には、家庭内での与薬に必要な医薬品情報が含まれており、教職員が必要と考えている情報と一致している。一方で、定時に服用できない時の対処方法や帰宅後の服用の可否など、教職員が必要と考えているにもかかわらず、医療機関から発信されていない医薬品情報が存在することから、お薬説明書に教職員が必要としている

情報を加えたものを、伝達ツールとして活用していく必要があると思われた。また、園の教職員から医療スタッフに寄せられた声として「昼食後の医薬品を帰宅後に服用できないのか」「数ヵ月も前に調剤された医薬品を持参する」「服用のさせ方が分からないとの理由で園に与薬を依頼する」といった内容があったことを紹介し、薬剤師の視点から、誤薬や副作用の初期症状の見逃しなどのリスクを回避するためにも、与薬は子どもを注意深く観察できる家庭で行うべきであることを述べ、具体的なポイントとして、園で与薬を必要としない投与設計や保護者への指導を挙げた。

たなべ小児科院長の田邊道子先生は、1日3回服薬する薬(分3)について、患者の生活スタイルや希望に応じ、薬の効果を保ちながら処方していることや、近年、園児の保護者から園で内服しないで済むような処方依頼が増加していることなど自身の経験を紹介し、園での与薬の問題が園だけで解決できるものではなく、投薬(処方)の問題になってきていると感じていることを述べた。

また、平成28年度に園医・嘱託医委員会委員と市郡地区医師会担当理事を対象に実施した保育園での投薬についてのアンケート調査結果として、園における与薬が保育士の中で問題となっていることが市郡地区担当理事の半数以上で認識されていなかったことや、分3の薬の園児への処方(または内服指導)方法の設問では「通常通り処方する」「通常通り処方するが園で内服しなくてよいよう指導する」「分2で処方して保育園で内服させなくてもよいようにする」とそれぞれ回答が分散したことなどを報告した。

最後に、医師の立場から、園児への投薬の実際として、治療を第一に考えながら、保育現場の多忙・混乱を理解するとともに、家庭での子育てへの支援も念頭に置く必要があること、投薬の選択肢の一つとして、分3の薬を分2で処方することも考えられることを述べた。

ディスカッションでは、過去の病気の飲み残り(残薬)で与薬を依頼された場合に保育現場でどう対応すべきかという質問に対して、薬の

有効期限が切れている可能性や同じ症状でも服用すべき薬が異なる場合があるため、保護者には理由を説明して与薬依頼を受けられないと伝えるべきとの回答があったほか、外用薬の与薬における危険性の質問では、薬の種類によっては即効性があり、皮膚に悪影響が出ることもあるため、個別対応として対応している例が示された。

服薬するタイミングが食前とされているケースの理由についての質問では、食前とされている薬は食べ物によって薬が血液に入る割合が減ることや食べ物がアレルギー源になることを防ぐためであるとの説明がなされた。

園で発疹が起こった場合に受診すべきタイミングをどう判断すべきかとの質問に対しては、発疹の原因によって一概に言うことは難しいものの、皮膚以外の全身状態を見た上で、発疹が目立ち、咳などそれ以外の症状が出ている場合は急いで受診する方が良いとの回答と、発疹が治まってから受診する場合は発疹が出るまでの経緯を受診時に伝えて欲しい旨の呼びかけが行われた。

また、処方や服薬指導は診察の結果を踏まえて医師の裁量で必要性を判断して行うものであり、保育現場の状況も理解できるが、診察していない保育士や保護者が処方方針を医師に押しつけることが当たり前にはならないよう注意すべきであるとの意見があった。

担当理事コメント

園における与薬をめぐる問題と対応・取り組みについて各職種の立場から現場の状況・考え方の発表があり、ディスカッションでは医師・看護師・保育士など職種を問わず、質疑応答や意見交換が活発に行われた。園における与薬のあり方は、児童の病状・保育体制・薬の種類などがさまざまな要素が関係するため一律に定めることは困難だが、保護者も含めた関係者が互いの立場や現状を理解し、尊重した上で相互に配慮することで問題の解決につなげていただければと思う。